

諮問日：平成28年10月5日（平成28年度（最情）諮問第19号）

答申日：平成29年2月24日（平成28年度（最情）答申第44号）

件名：職員給与の状況を分析し、将来予測などをして予算要求を行った際に作成した文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「最高裁が、平成27年8月末の概算要求に向け、全国の裁判所の職員給与の状況を分析し、将来予測などを行い、どのような要求を立てるべきか検討し、関係部署と調整した上で、案をまとめ、予算要求を行った際に作成した文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成28年7月1日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

裁判所のホームページに掲載されている職員が作成した文書に次の記載があることからすれば、本件開示申出文書は存在するといえる。

「最高裁判所事務総局人事局任用課で、任用制度の企画・立案に携わりました。」 「任用課で1年過ごした後は、給与課で給与に関する予算要求事務に携わりました。8月末の概算要求に向け、全国の裁判所の職員給与の状況を分析し、将来予測などを行い、どのような要求を立てるべきか検討し、関係部署と調整した上で、案をまとめ、予算要求を行いました。」

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、以下のとおりである。

1 最高裁判所の考え方

原判断においては、本件開示申出文書は作成又は取得していないとして不開示としたが、当該判断は相当である。

2 理由

最高裁判所は、裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）8条に基づき、予算の範囲内において、級別定数の設定又は改定を行う必要があることから、毎年度、次年度予算との調整を図るために、いわゆる概算要求と同時期に、その調整に関する資料を財務省に提出している。

本件開示申出文書は、上記の資料を財務省に提出する際に作成した文書と解されるが、同資料以外に作成し、又は取得した文書は存在しない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成28年10月5日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同月17日 審議
- ④ 同年12月19日 最高裁判所の職員（事務総局人事局総務課長ほか）から口頭説明聴取及び審議
- ⑤ 平成29年1月23日 審議
- ⑥ 同年2月20日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示申出に係る申出書及び添付資料並びに口頭説明の結果を総合すると、本件開示申出文書は、最高裁判所が平成27年8月末に給与法8条に基づく級別定数の設定・改定のために行う業務（以下「級別定数改定業務」という。）

において、財務省に提出する資料（以下「本件資料」という。）を作成するに当たって作成した文書と解するのが相当である。

- 2 口頭説明の結果によれば、本件資料の作成に当たっては、最高裁判所事務総局人事局の担当者において最高裁判所内部の関係部局との調整を行うが、その過程で、最高裁判所事務総局人事局において組織的に保有すべき文書を作成することはないとのことである。級別定数改定業務が予算の範囲内で各種の調整を重ねながら行うものであることからすると、本件資料を作成するまでの間に、担当者間でさまざまな案がやりとりされることはあると考えられるが、本件資料のみならず、その段階の案が記載されたものを組織的に保有していなければ、級別定数改定業務やそれに関連する業務に支障を来すとまでは考えられず、そのような文書を組織的に用いるものとして保有していることをうかがわせる事情も見当たらない。

そうすると、最高裁判所において、本件開示申出文書を保有していないものと認められる。

- 3 以上のとおりであるから、本件開示申出文書を作成し、又は取得していないとして不開示とした原判断については、最高裁判所においてこれを保有していないと認められるので、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人